



★今年10月からの消費税率引上げ・軽減税率制度は「全ての事業者」に影響があります！

# 消費税率引上げに伴う実務対策セミナー

～増税の概要、新制度導入時の留意点、必要な実務対応を理解して、早めの対策を！～

2019年10月1日からの消費税率引上げ（8%→10%）とともに、新たに「軽減税率制度」が導入されます。消費税導入後始めて複数税率が適用されることから、売り上げや仕入れを税率ごとに区分した経理処理を行わなければなりません。また、前回（5%→8%）引上げ時と同様に“経過措置”も設けられており、対応策を講じる時期や経理処理を行うタイミングが経過措置の対象となる取引ごとに異なることから注意が必要となります。

本セミナーでは消費増税の概要をはじめ、軽減税率制度の留意点、変更が必要となる実務処理の対応について解説しますので、ぜひ、この機会にご参加ください！

＜日 時＞ 2019年 2月 6日（水）15:00～17:00

＜会 場＞ からすま京都ホテル 2F 「双舞」

（下京区烏丸通り四条下ル ※市営地下鉄「四条駅」南6番出口）

\*上記会場には専用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。

＜内 容＞ 1. 消費増税および軽減税率制度の概要と仕組み、留意点

◇軽減税率制度とは ◇対象品目 ◇価格表示 ◇変更となる事務処理

◇請求書等の様式変更 ◇支援施策（補助金・税額計算の特例） ◇価格転嫁、他

2. 消費税率引上げに伴う経過措置と実務上の留意点

◇経過措置規定とは

・指定日まで、施行日まで、施行日後に対応しなければならない経過措置規定

◇工事の請負等に関する経過措置規定と留意点

・本規定の適用要件 ・対象となる請負契約 ・工事の請負契約書等の記載方法

◇資産の貸付に関する経過措置規定と留意点

・本規定の適用要件 ・対象となる対価の額 ・賃貸借契約書等の記載方法

◇その他の経過措置（予約販売・通信販売・割賦販売・旅客運賃等）の留意点

＜講 師＞ 税理士法人りたっくす 代表社員税理士 久乗 哲 氏

＜定 員＞ 先着100名 \*定員超過後にお申込み頂いた方には、お断りのご連絡を差し上げます。

\*参加証の発行及び受付完了のご連絡は致しませんので、直接会場へお越し下さい。

＜申込方法＞ 下記申込フォームにご記入のうえ、FAXまたはHPからお申込み下さい。

＜問合せ先＞ 京都商工会議所 中小企業経営支援センター洛央支部（担当：野川）TEL：075-212-646

FAX：075-212-6920 京都商工会議所 中小企業経営支援センター洛央支部行

## ◆消費税率引上げに伴う実務対策セミナー◆ 参加申込書

\*社名・屋号：

\*役職名：

\*氏名：

\*役職名：

\*氏名：

\*所在地：(〒 - - - )

\*E-mail：

\*TEL： - - -

\*ご記入いただいた個人情報は、本事業の管理・運営のため、主催者の各種連絡や情報提供に利用させて頂くほか、

講師に参加者名簿を提供する場合がございます。